



2023年3月17日

各 位

会 社 名 東北電力株式会社
代表者名 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎
(コード番号 9506 東証プライム)
問合せ先 グループ戦略部門 グループ経営推進ユニット
マネージャー 大洲 達弘
(TEL. 022-225-2111)

東北電力ネットワーク株式会社における経済産業省からの中立性・信頼性確保のための対策に係る指示文書に対する報告について

当社子会社の東北電力ネットワーク株式会社(以下、「東北電力ネットワーク」)は、2月10日、経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部より、事業の中立性・信頼性の確保に向けた対策の実施に係る指示文書を受領しました。

(2023年2月10日、東北電力ネットワークのホームページにてお知らせ済み)

本件は、東北電力ネットワークを含む各一般送配電事業者において、保有情報の不適切な取り扱いが行われていた事案等を踏まえ、経済産業省より各社に対し指示がなされたものです。

東北電力ネットワークはこれまでも、判明した一連の事案の発生原因および再発防止策を取りまとめ、着実に実施しているところですが、本指示を踏まえ、更なる対策の深掘りや追加的な対策を検討し、本日、その内容を経済産業省に報告いたしました。

これまでの一連の事案について、お客さま情報の漏洩につながるほか、小売電気事業者間の公正な競争を揺るがしかねない事態を発生させたものであり、改めて深くお詫び申し上げます。

東北電力ネットワークといたしましては、本日報告した組織・体制、仕組みについて、経済産業省によるフォローアップや、外部有識者の助言もいただきながら整備を進め、再発防止策について更に実効性を高め、二度と同様の事案が発生しないよう取り組み、お客さまおよび小売電気事業者からの信頼回復に努めてまいります。

以 上

(別紙) 経済産業省からの中立性・信頼性確保のための対策に係る指示文書に対する報告概要

経済産業省からの中立性・信頼性確保のための対策に係る 指示文書に対する報告概要

東北電力ネットワーク株式会社

2023年3月17日

これまでの経緯と事案発生要因

- これまでの調査の結果、当社保有の情報機器（端末）の設置場所・管理方法の不備等により、本来、非公開として取り扱うべきお客さま情報について、東北電力の従業員が閲覧可能となっていた事案が判明
- 上記を踏まえ、以下の4点を解決すべき要因として分析し、再発防止策を検討・整理

a. 基準・マニュアルに関する要因	✓ 端末の取り扱いをはじめとした行為規制の観点に基づく情報管理体制に関する規定が不十分だった
b. 内容理解・教育に関する要因	✓ 従業員の行為規制に関する理解や意識が不足していた
c. 組織・業務運営に関する要因	✓ 行為規制に係る体制整備や情報管理に関するチェック体制が不十分だった
d. システムに関する要因	✓ 端末管理やシステムのアクセス制御の運用に不備があった

- 今般、2月10日付で経済産業省から受領した緊急指示文書を踏まえ、**更なる対策の深掘りや追加的な対策**を検討し、本日、その内容を経済産業省に報告
 （発生要因に照らした再発防止策、追加的対策の実施・検討状況等は次頁を参照）
- 報告した組織・体制、仕組みについて、**今後も、経済産業省によるフォローアップや、外部専門家の助言もいただきながら整備を進め、再発防止策について更に実効性を高めていく**

<経済産業省 緊急指示内容>

- (1) 一般送配電事業の中立性・信頼性の前提となる法令等遵守に万全を期すため、**情報システムのアクセスログの定期的な解析等の必要な取組を実行**すること
- (2) **法令等遵守の確実性に関する複層的、定期的な検証や実行組織・体制の整備等、法令等遵守の確実化のための組織・体制、仕組みの整備**すること

再発防止策と追加的対策の検討内容（要因 a）

a. 基準・マニュアルに関する要因に係る対策

	主な施策項目・概要	実施時期
不適切事案を踏まえ 実施・検討中の対策 ※2月28日お知らせ済み	◆ 行為規制（体制整備）に関する緊急点検	1月実施済
	◆ 社内基準の記載内容について明確化	2023年3月
経産省からの緊急 指示を踏まえた追加 的対策	<p>□ 行動規範・情報取扱基準で求められる行動と業務を紐づけし、見える化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 今回の再発防止策・追加的対策を踏まえ行動規範・情報取扱基準の内容充実化 ✓ 一般送配電業務に係る行動規範および情報取扱基準に規定する基本的事項を遵守するための詳細ルールを定めた行為規制マニュアルを制定 ✓ 事業部門の業務工程に係る社内基準やマニュアル等に行為規制上留意すべき事項等を明記 	2023年度上期

再発防止策と追加的対策の検討内容（要因 b）

b. 内容理解・教育に関する要因

	主な施策項目・概要	実施時期
不適切事案を踏まえ実施・検討中の対策 ※2月28日お知らせ済み	◆ 社長による緊急指示・事案に係る注意喚起	1月実施済
	◆ 取締役・従業員への行為規制に関する緊急教育の実施	1月実施済
	◆ 取締役・従業員への継続的な教育・周知	継続実施
	◆ 情報機器等の管理ルールの継続的な周知	1月実施済、以降継続
	◆ 委託会社に対する管理・監督の強化	2023年度から定期的な点検の体制強化
経産省からの緊急指示を踏まえた追加的対策	□ 情報セキュリティと行為規制の両面からのルール・仕組みづくり ✓ 情報セキュリティに関する取り扱いについて、行為規制の観点から再確認を実施のうえ、保有する情報資産や従業員が遵守すべき事項を見直し ✓ 情報セキュリティマネジメントを推進するうえで情報管理責任者の役割を明確化	2023年3月
	□ 従業員からの誓約書・誓い等の取付による意識高揚 ✓ 従業員の法令等遵守に対する意識高揚や不適正行為の抑止を図るべく、当社全従業員を対象に情報保持等に係る誓約書・誓い等を取付	2023年度上期
	□ 行為規制抵触時の処分のあり方を明示 ✓ 行為規制を含め法令等に違反した場合は、懲戒の対象となり得ることを行動規範等に明示 ✓ 社内教育の中で周知し理解浸透を図るなどで、従業員のコンプライアンス意識の向上	2023年4月
	□ 公平性確保に係る宣言などの策定と公表 ✓ 一般送配電事業者として求められる中立性・公平性の確保に取り組んでいくことについて、ステークホルダーに対する宣言などを策定のうえ、当社ホームページ上に掲載	～2023年6月

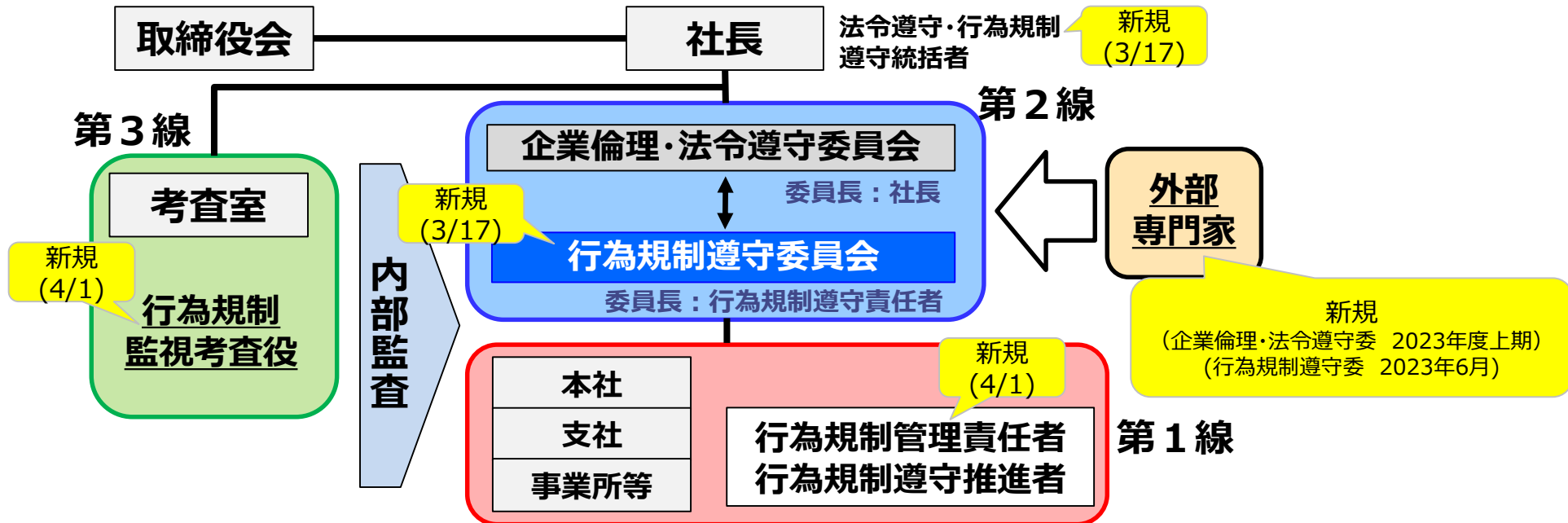
再発防止策と追加的対策の検討内容（要因 c）①

c. 組織・業務運営に関する要因

	主な施策項目・概要	実施時期
不適切事案を踏まえ 実施・検討中の対策 ※2月28日お知らせ済み	◆ 行為規制点検の充実や定期的な従業員アンケートの実施	4月実施、以降継続
	◆ 情報管理に関する運営状況の再確認	実施中(～6月)
	◆ 法令遵守体制における行為規制の遵守に向けた実効力の強化	下記追加的対策にあわせて実施
	◆ 特別考査の実施	2023年度実施
経産省からの緊急 指示を踏まえた追加 的対策	<p>□ 法令等遵守の確実性担保に資する体制強化(次頁参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 責任者となる役員の明確化 ② 企業倫理・法令遵守委員会等の統制・管理体制の強化 ③ 行為規制遵守委員会の設置 ④ 行為規制管理責任者および行為規制遵守推進者の配置 ⑤ 定常的に監視するための体制強化 	<p>①・③ 2023年3月17日</p> <p>②・④・⑤ 2023年4月1日</p> <p>※ 外部専門家の関与・招聘について、②は2023年度上期、③は2023年6月を目途</p>
	<p>□ 行為規制通報窓口の新規設置</p> <p>✓ 行為規制への抵触・違反行為に関する相談・通報窓口として、新たに「行為規制通報窓口」を設置することで、潜んでいるリスクの早期発見、速やかな対応の実現に向けた環境整備</p>	2023年3月

法令等遵守の確実性担保に資する体制強化(体制図イメージ)

責任者の明確化	社長：法令等遵守全般の統括者として「 法令遵守・行為規制遵守統括者 」を新規委嘱 副社長：行為規制遵守に係る社内責任者として「 行為規制遵守責任者 」を新規委嘱
組織体制の強化	第1線：本社・支社に「 行為規制管理責任者 」を配置し部門・支社の行為規制遵守の統制 本社・事業所等に「 行為規制遵守推進者 」を配置し部署等の行為規制遵守の実行、推進 第2線：社長を委員長とした「 企業倫理・法令遵守委員会 」での法令全般の統制・管理体制の強化、 行為規制の統制・状況管理を行う「 行為規制遵守委員会 」の新設による、行為規制遵守体制の強化。 活動計画や各種施策を充実化することを目的に外部専門家を招聘 第3線：「 行為規制監視考査役 」の配置により監視体制の充実化



【参考】3線ディフェンス
組織の部門を①現業部門、②管理部門、③内部監査部門に分類し、それぞれに対して、リスク管理における3つの役割（ディフェンスライン）を担わせることによって内部統制を実行していく考え方

再発防止策と追加的対策の検討内容（要因 d）

d. システムに関する要因

	主な施策項目・概要	実施時期
不適切事案を踏まえ 実施・検討中の対策 ※2月28日お知らせ済み	◆ 端末返却時におけるアクセス権削除の実施	1月実施済
	◆ 営業オンラインシステム設定と端末情報の管理機能の追加（セーフティネット）	2023年4月目途
	◆ 営業オンラインシステムについて、IDカードによる個人認証への変更	2023年10月
	◆ システムの物理的な分割・刷新	長期的な対策
	◆ システム開発における点検項目の拡充	2023年7月
経産省からの緊急指示を踏まえた追加的対策	□ 定期的なアクセスログ解析の強化 ✓ 当社が所有する非公開情報の用に供するシステム全て（入退室管理によりアクセス制限しているシステムを除く）を対象に、2023年度よりアクセスログを定期的に解析 ✓ 解析結果を定期的に行為規制遵守委員会へ報告	2023年4月
	□ 端末管理の厳格化 ✓ 人事異動時の端末管理ルールの明確化・徹底 ✓ 端末設置場所と管理簿の定期的な照合 ✓ 当社から東北電力等の他社へ異動する際に、端末の設定を消去するツールを作成・導入（7月導入までの暫定措置として、端末を不携帯とする運用を実施） ✓ 委託会社へ配備する端末に関する設置場所等の管理明確化、当社による確認	2023年3月
	□ ID・パスワードによるアクセス制御を行っているシステムについて、IDカードによる個人認証への変更 ✓ ID・パスワードでアクセス制御を行っている非公開情報の管理の用に供するシステムをIDカードによる個人認証へ変更	2023年6月目途